

○岡山市埋立行為等の規制に関する条例施行規則

平成17年8月23日

市規則第435号

改正 平成19年1月18日市規則第53号

平成19年9月26日市規則第340号

平成21年3月31日市規則第95号

平成24年3月12日市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(他法令に基づく許可等)

第3条 条例第7条第1項第1号の規則で定める埋立行為等は、次に掲げるものとする。

- (1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第1条に規定する公有水面埋立に係る埋立行為等
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項に規定する墓地造成に係る埋立行為等
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業が施行される際に行われる埋立行為等
- (4) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
- (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
- (6) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
- (7) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条に規定する岩石の採取
- (8) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項

- (同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為に係る埋立行為等
- (9) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条,第32条第1項及び第91条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
 - (10) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号に規定する農地等の転用に係る埋立行為等
 - (11) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業が施行される際に行われる埋立行為等
 - (12) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項,第13条第1項及び第37条の5に規定する行為に係る埋立行為等
 - (13) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項,第21条第3項及び第33条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
 - (14) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項及び第18条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
 - (15) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成に係る埋立行為等
 - (16) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条,第27条第1項,第55条第1項及び第57条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
 - (17) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に規定する砂利の採取に係る埋立行為等
 - (18) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発行為に係る埋立行為等
 - (19) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項及び第13条第1項に規定する行為に係る埋立行為等
 - (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場に限る。)及び第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場に限る。)を設置する行為に係る埋立行為等
 - (21) 岡山市風致地区条例(平成21年市条例第15号)第2条第1項に規定する

行為に係る埋立行為等

(22) 岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第20条第1項及び第22条第1項に規定する行為に係る埋立行為等

(23) 岡山県立自然公園条例(昭和48年岡山県条例第34号)第19条第3項及び第21条第1項に規定する行為に係る埋立行為等

(24) 岡山県文化財保護条例(昭和50年岡山県条例第64号)第35条第1項に規定する行為に係る埋立行為等

(25) 岡山県砂防指定地等管理条例(平成14年岡山県条例第76号)第4条第1項に規定する行為に係る埋立行為等

(26) 岡山市文化財保護条例(昭和51年市条例第64号)第12条第1項に規定する行為に係る埋立行為等

(27) 岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例(平成17年市条例第86号)第2条第1号に規定する開発事業に係る埋立行為等

(許可を要しない団体)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

(1) 日本下水道事業団

(2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(4) 岡山県土地開発公社

(5) 岡山市土地開発公社

(その他適用除外対象埋立行為等)

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める埋立行為等は、次に掲げるものとする。

(1) 埋立行為等の区域の面積が1,000平方メートル未満のもの(埋立行為等の区域の面積が1,000平方メートル未満であっても、その埋立行為等の用に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該埋立行為等を施工する日前1年以内に埋立行為等が施工され、又は施工中の場合においては、当該埋立行為等の用に供す

る区域の面積と既に施工され、又は施工中の埋立行為等の用に供されている区域の面積とを合算して1,000平方メートル以上となる場合を除く。)

- (2) 耕作者が耕作の目的で行う行為で、通常管理上必要な行為として行うもの
- (3) 森林法第5条に規定する地域森林計画に基づく森林の経営、管理のために行うもの
- (4) 農林水産振興を目的として、国又は地方公共団体の助成を受けて行うもの
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- (6) 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法（平成17年法律第99号）第3条第1項第1号に掲げる業務のために行うもの

(許可の更新)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

(申請書等の様式)

第7条 条例第7条第3項及び第10条第2項の規定による申請書、第10条第4項、第14条、第15条、第18条第1項及び第19条第2項の規定による届出書並びに第8条第1項及び第2項の規定による同意書の様式は、次の表のとおりとする。

申請書等の種類	様式
条例第7条第3項の規定による申請書	様式第1号
条例第10条第2項の規定による申請書	様式第2号
条例第10条第4項の規定による届出書	様式第3号
条例第14条の規定による届出書	様式第4号
条例第15条の規定による届出書	様式第5号
条例第18条第1項の規定による届出書	様式第6号
条例第19条第2項の規定による届出書	様式第7号
条例第8条第1項の規定による同意書	様式第8号
条例第8条第2項の規定による同意書	様式第9号

(許可の申請)

第8条 条例第7条第3項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域内に所在する土地の土地登記簿に記載されている地目及び現況による

地目

(2) 当該埋立行為等が条例以外の法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称

(3) 現場責任者の氏名

(4) 申請者が条例第9条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

2 条例第7条第4項に規定する必要な資料は、次に掲げるものとする。ただし、第2号から第5号まで、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号から第19号まで及び第21号に規定する証明書等にあつては、申請日前3箇月以内に交付されたものに限るものとする。

(1) 計画に係る設計図書で別表第1に定めるもの

(2) 申請者が個人の場合は、住民票の写し

(3) 申請者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為、登記事項証明書又は登記簿謄本及び当該登記事項証明書又は登記簿謄本に記載されている役員の住民票の写し

(4) 申請者に第11条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(5) 申請者が条例第9条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その代表者）の住民票の写し

(6) 申請者が条例第9条第2号アからウまで、オ及びキからケまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(7) 事業区域内に所在する土地の登記事項証明書又は登記簿謄本及び公図の写し

(8) 事業区域に隣接する土地の登記事項証明書若しくは登記簿謄本又は登記事項要約書

(9) 事業区域内に所在する土地の所有者その他の権利者の一覧表（様式第10号）

(10) 事業区域内に所在する土地の所有者の同意書及び印鑑を登録したことを証する書面

(11) 事業区域内に所在する土地につき当該埋立行為等を行うに当たり妨げとなる

権利を有する者の同意書及び印鑑を登録したことを証する書面

- (12) 周辺住民への説明会等の周知方法及びその概要を記載した報告書
- (13) 埋立行為等の土砂の予定量の計算書
- (14) 事業区域と当該事業区域に隣接する土地との境界を明らかにする書面（様式第11号）。道路、水路等の公共施設が当該事業区域に隣接する場合にあっては、別に定める書面
- (15) 埋立行為等の資金計画書（様式第12号）
- (16) 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第13号）
- (17) 申請者の預貯金残高証明書又は銀行等からの融資証明書
- (18) 申請者が個人の場合は、最新の事業年度における事業税、所得税及び固定資産税に関する納税証明書
- (19) 申請者が法人の場合は、最新の事業年度における財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税に関する納税証明書
- (20) 施工者の能力に関する申告書（様式第14号）
- (21) 施工者の建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業者の許可通知書の写し及び法人である場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本
- (22) 当該埋立行為等が条例以外の法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称及び許可等の処分の状況並びに許可書等の写し
(土地所有者等の同意)

第9条 条例第8条第2項の規則で定める権利は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上権
 - (2) 永小作権
 - (3) 質権
 - (4) 賃借権
- (一般的基準)

第10条 条例第9条第1号の規則で定める埋立行為等に係る一般的基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(使用人)

第11条 条例第9条第2号オ、ク及びケの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、埋立行為等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(軽微な変更)

第12条 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更
- (2) 第8条第1項第3号及び第4号に掲げる事項の変更
(変更許可申請書の添付書類)

第13条 条例第10条第2項に規定する必要な書類は、第8条第2項第7号から第12号までに掲げる書類及び同項に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

(周辺住民への周知方法等)

第14条 条例第11条第1項の規則で定める周辺住民の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域として予定されている区域に隣接する土地の所有者
- (2) 事業区域として予定されている区域に隣接する土地を権原をもって使用し、又は管理する者
- (3) 事業区域として予定されている区域の境界線から200メートルの区域内にその全部又は一部の区域が含まれる町内会（市内に結成された町内会、自治会等で岡山市町内会名簿に登載されているものをいう。）
- (4) 事業区域として予定されている区域の境界線から200メートルの区域内にある事業所及び住宅の居住者

2 条例第11条第1項及び第2項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会
- (2) 戸別訪問による説明
- (3) その他埋立行為等の概要を周知するための適切な方法による説明
(標識の記載事項)

第15条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 埋立行為等の許可の年月日及び番号
- (3) 事業区域の所在及び面積
- (4) 埋立行為等の期間
- (5) 施工者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (6) 現場責任者の氏名
(搬入計画の届出)

第16条 条例第15条ただし書の規則で定める量又は土質の土砂の搬入とは、次に掲げる搬入をいう。

- (1) 発生土利用基準（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号及び国営計第59号）に定める土質区分基準のうち、第1種建設発生土及び第2種建設発生土に相当する土砂の搬入であつて、一建設工事当たりの搬入の総量が500立方メートル未満のもの
- (2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬入
(水質検査の実施方法等)

第17条 条例第16条に規定する水質検査は、埋立行為を開始した日から2箇月ごと（条例第18条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、完了日より14日以内）に、事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水（以下「排水」という。）を採取し、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量のうちいずれかについて検査するものとする。

2 前項の検査についての報告は、埋立行為を開始した日から2箇月ごとに当該2箇月を経過した日から14日以内（条例第18条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、完了日より30日以内）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図

- (2) 採取した排出水の検査試料採取調書及び計量証明事業者が発行した計量証明書
- 3 条例第16条ただし書の規則で定める範囲の埋立行為とは、事業区域の面積が3,000平方メートル未満の埋立行為であって、市長が水質検査の必要がないと認めるものとする。
- 4 第1項の検査により、生物化学的酸素要求量については、1リットルにつき20ミリグラムを超え、化学的酸素要求量については、1リットルにつき40ミリグラムを超えた場合、許可事業者は、市長の指定する職員の立会いの上、環境大臣が定める排出基準に係る検査方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により水質検査を行わなければならない。
- 5 許可事業者は、前項の検査を行った場合、検査の結果を第2項各号に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

(土砂管理台帳の作成等)

第18条 条例第17条第1項に規定する土砂管理台帳の作成は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 許可番号
 - (3) 事業区域の位置及び面積
 - (4) 埋立行為の許可の期間
 - (5) 現場責任者の氏名
 - (6) 土砂の発生場所（当該土砂が建設工事によって発生したものであるときは、当該建設工事の概要並びに当該建設工事の注文者、請負人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名）
 - (7) 搬入された土砂の土質区分
 - (8) 土砂搬入期間
 - (9) 搬入された土砂の総量及び一日当たりの量
- 2 条例第17条第2項の規則で定める書類は、同項による報告に係る対象期間の末日7日以内に撮影した埋立行為の状況を示す写真とする。

(証明書の様式)

第19条 条例第18条第2項の規定による検査済証，条例第21条第2項の規定による証明書の様式は，次の表のとおりとする。

書類等の種類	様式
条例第18条第2項の規定による検査済証	様式第15号
条例第21条第2項の規定による証明書	様式第16号

(申請書等の提出部数)

第20条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書その他の書類及び図面の提出部数は，正本1通及び副本2通とする。ただし，条例第14条，第15条及び第18条第1項の規定による届出書にあつては，正本1通及び副本1通とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年市規則第53号)

この規則は，平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成19年市規則第340号)

この規則は，平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年市規則第95号)

この規則は，平成21年4月1日から施行する。ただし，第16条の改正規定は，公布の日から施行する。

附 則 (平成24年市規則第19号)

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

区分	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	(1) 方位	10, 0	

		(2) 事業区域の位置	00分の1以上	
2	周辺状況図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 法令の指定区域 (4) 人家等建築物の位置及び距離 (5) 土砂の搬入・搬出の経路	2,500分の1以上	
3	現況図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形 (4) 事業区域内及び事業区域周辺の公共施設	500分の1以上	相当範囲の外周区域を包括したもの
4	丈量図	(1) 方位 (2) 事業区域の全面積 (3) 切土又は盛土する部分の面積	500分の1以上	
5	防災計画平面図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 縦横断線の位置及び記号 (4) 等高線 (5) 切土又は盛土の部分 (6) がけ又は擁壁の位置, 形状及び記号 (7) ベンチマークの位置及び高さ	500分の1以上	等高線は2mの標高差を示すこと。
6	排水計画平面図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 勾配, 延長及び記号	500分の1以上	放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの

		(4) 吐口の位置及び放流先の名称 (5) 集水系統ブロック及び流水の方向		
7	計画断面図	(1) 測点 (2) 事業区域の境界 (3) 基準線 (4) 現地盤線及び計画地盤線 (5) がけ, 擁壁及び排水施設の位置, 形状及び記号 (6) 現地盤面の段切の位置及び形状	250分 の1以上	現況線は細く すること。
8	がけの断面図	(1) がけの高さ, 勾配及び土質 (2) がけ面の保護の方法 (3) 現地盤面	50分の 1以上	
9	防災施設の構造図	(1) 擁壁の寸法, 勾配及び記号 (2) 擁壁の材料の種類及び寸法 (3) 裏込コンクリートの品質及び寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置, 材料及び内径寸法 (6) 基礎構造の種類及び寸法 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置, 材料及び寸法 (9) 擁壁を設置する前後の地盤面	50分の 1以上	鉄筋コンクリ ート擁壁につ いては配筋図 を必要とす る。
10	排水施設の構造図	開渠, 暗渠, 会所, 落差工, 吐口等の種 類, 寸法及び記号	50分の 1以上	
11	擁壁の構造計算書	擁壁の概要, 構造計画, 応力算定及び断 面算定		高さ1.0m以 上の鉄筋コン クリート擁 壁, 重力式コ

				ンクリート擁壁を設置するとき。
1 2	排水の流量計算書	(1) 計画雨水量 (2) 排水施設及び放流先水路の排水能力		集水系統ブロック別に計算すること。
1 3	現況写真	事業区域の状況が把握できる写真		

別表第 2 (第 10 条関係)

技術的細目

1 土工事

(1) 申請区域の土地が、軟弱地盤やがけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合は、切土、埋立て、盛土、地盤の改良、のり面の保護、擁壁又は排水施設等を設置するなど安全上必要な措置を講じること。

なお、地下水位が高く浸透水若しくは湧水の多い区域又は軟弱地盤の区域には、盛土は、原則として認めない。

また、申請区域に搬入される土砂については、国土交通省の通達による発生土利用基準に基づく土砂とすること。(http://www.mlit.go.jp/tec/index.html 参照)

(2) 切土又は盛土をした土地の部分に生じるがけ面(「がけ」とは、地表面が水平面に対してなす角度(以下「勾配」という。))が30度を超える土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「がけ面」とはその地表面をいう。)には擁壁を設けること。ただし、切土をした土地の部分に生じることとなるがけ面が次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

ア 次表中左欄の土質に応じ、中欄の勾配以下で切り取る場合

イ 次表中左欄の土質に応じ、一部分に限り(5m以内に限る。)右欄の勾配以下で切り取り、他の部分は、中欄の勾配以下で切り取る場合

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除	60度	80度

く)		
風化の著しい岩	40度	50度
砂利, 真砂土	35度	45度

(3) 垂直高が5mを超える場合は、次表に定める幅を持つ小段を設けること。

のり高の最高高さは原則として切土の場合で30m以下、盛土の場合で15m以下とする。

垂直高	切土	盛土
5m以内ごと	1m以上	1.5m以上
15m以内ごと	3m以上	—

(4) のり面小段には排水溝を設け、30m程度ごとに、たて排水溝を設けること。

また、背後地から雨水の流入があるのり面は、のり面に雨水を流さないように排水溝を設けること。

なお、排水溝については構造物とすること。

図 切土の例〔真砂土の場合〕

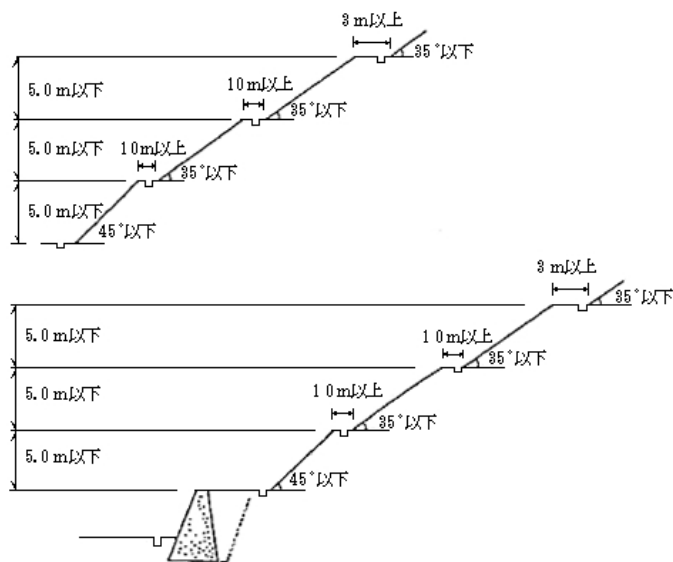
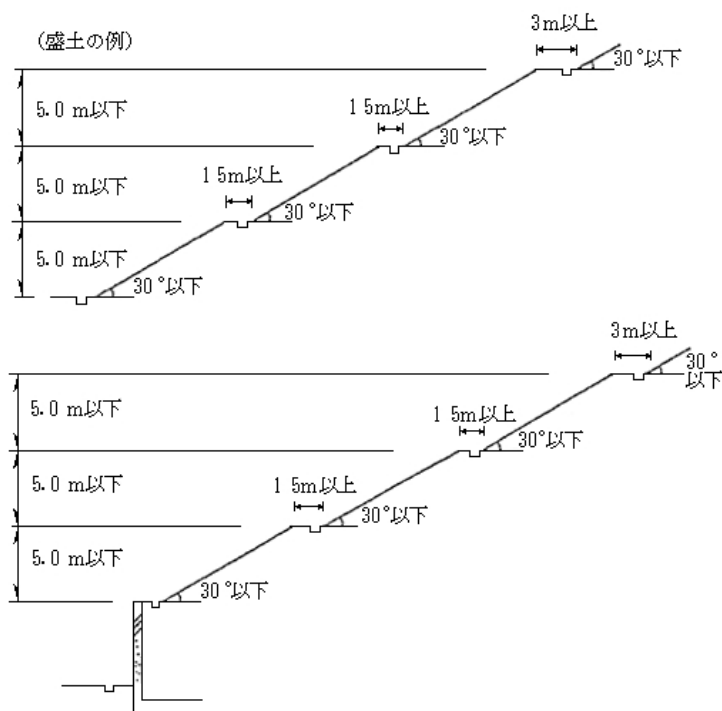
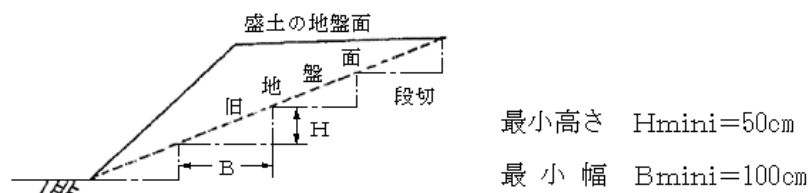


図 盛土の例



- (5) 盛土は、盛土の地盤全体に及ぶように、盛土をする際に下から30～50cmごとに層状に締固めを繰り返して行うものであること。
- (6) 盛土をする地盤傾斜が15度以上で盛土高が1mを超える場合は、盛土の滑動及び沈下が生じないように現況地盤の表土を十分除去するとともに、段切りを行うこと。

図 段切り



- (7) 切土した後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、良質の土の置き換えなどの措置を講じること。
- (8) 切土又は盛土をする場合において、特別の事情がない限り、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように2～5%程度の勾配をとること。
- (9) のり面は、のり面保護工を施さなければならない。
- (10) のり高の最高高さが1.5m以上となる盛土については、擁壁工・のり枠工などの永久工作物とすること。

2 擁壁の構造

がけ面に設置する擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は錬積み造（コンクリートブロック積み）とすること。

なお、高さが2mを超える擁壁を設置する場合には、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けること。

(1) 鉄筋、無筋コンクリート造擁壁の構造

ア 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁は、地上高さが1mを超える場合は、構造計算により次のことを確認すること。

なお、計算には、原則として資料（ボーリング、土質調査など）を添付すること。

(ア) 土圧、水圧、地震力及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等により擁壁が転倒しないこと。

(ウ) 土圧等により擁壁の基礎がすべらないこと。

(エ) 土圧等により擁壁が沈下しないこと。

(オ) 土圧等により擁壁の各部に生じる応力度が擁壁の材料である鉄材及びコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

【(イ)、(ウ)については $F_s \geq 1.5$ （常時）、 $F_s \geq 1.2$ （地震時）とする。】

イ コンクリート造擁壁の設計基準

(ア) 荷重

擁壁は、次の荷重の組合せによる各応力の合計により計算すること。

a 常時

静荷重＋土圧

b 地震時

静荷重＋土圧＋地震力

(イ) 静荷重

擁壁の自重と床版上の重量を含むものとする。

材料	単位重量 (kN/m ³)	内部摩擦角 (°)
----	---------------------------	-----------

コンクリート	23.0	
鉄筋コンクリート	24.5	
砂利又は砂	18	30°
砂質土	17	25°
シルト・粘土又はそれらを多量に含む土	16	20°

(ウ) 土圧

- a 土圧の計算はランキン、クーロン、テルツアギなどの各理論によること。
- b 土圧係数は、各理論式により算出すること。ただし、図表により決定する場合は図書の名称を明示し図表の写しを添付すること。
- c 裏込土の内部摩擦角として、30度を超えるものを使用する場合は、その根拠となる土質調査試験の結果を添付すること。

(エ) 地震力

高さが5m以上の擁壁の設計には地震の影響を考慮すること。地震時荷重を求める際の設計水平震度 kh は次の式で与えられる。

$$kh = \nu_1 \cdot \nu_2 \cdot \nu_3 \cdot k_0$$

kh : 設計水平震度

ν_1 : 地域別補正係数 = 0.85

ν_2 : 地盤別補正係数 = I種地盤0.8, II種地盤1.0, III種地盤1.

2

ν_3 : 用途補正係数 = 1.0

また、地震時慣性力は、擁壁の自重を W とすると、擁壁の重心を通過して水平に $kh \cdot W$ として作用するものとする。

(オ) 基礎

- a 基礎の根入れ深さは、原則として擁壁の高さの20/100(その値が45cm)以上とすること。ただし、擁壁の高さが5mを超えるものについては、1m以上とする。
- b 基礎地盤の許容地耐力は、原則として土質調査試験の結果に基づき決定すること。

(カ) その他

- a 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、次表によること。ただし、基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には、次表にかかわらず摩擦係数の値は0.6を上限として $\tan \phi$ (ϕ : 内部摩擦角) を用いることができる。

土質	摩擦係数
岩, 岩屑, 砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト, 粘土又はそれらを多量に含む土	0.3

- b 擁壁の高さは、原則として10m以下とすること。
- c 無筋コンクリートの4週圧縮強度は、 1mm^2 につき18ニュートン以上であること。
- d 擁壁裏面の排水をよくするため、壁面の面積 3m^2 以内ごとに内径が75mm以上の硬質塩化ビニール管を用いた水抜き穴を1個以上有効な位置に設けるとともに、擁壁の裏面の裏込材の厚さは30cm以上とすること。
- e 国土交通省制定の土木構造物標準設計を使用する場合は、構造計算書を省略することができる。この場合はおいて必要と認められる時は、当該標準設計に定められている各数値が確かめられる土質試験などを提出すること。
- f もたれ式擁壁は使用しないこと。

(2) 錬積み造擁壁の構造

- ア 控え長さが35cm以上のものを使用し、コンクリートを用いて一体化を図るとともに、その背面を、切込碎石など透水性のよいもので有効に裏込めすること。

イ 錬積み造擁壁の設計基準

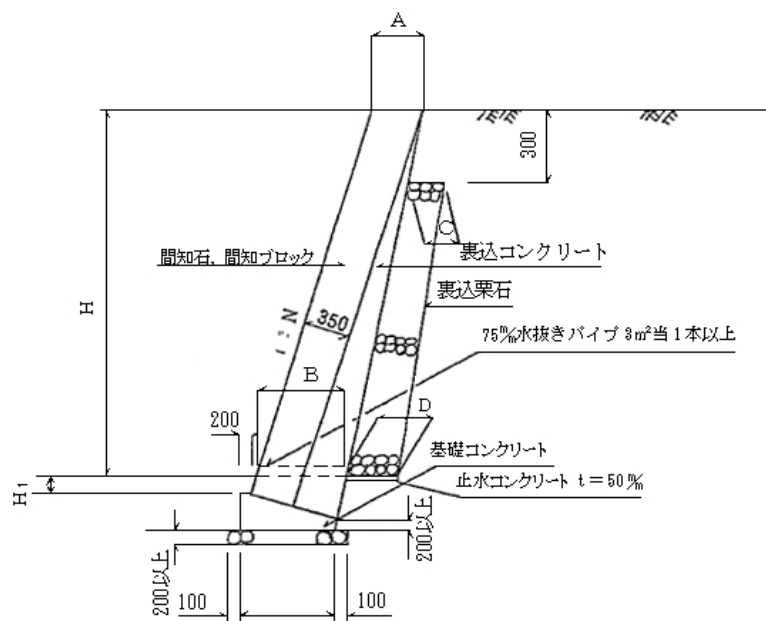
(ア) 構造基準

- a 擁壁の各部の構造寸法は、背面土の種類などにより別図及び別表によること。
- b 胴込め又は裏込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、 1mm^2 につき18ニュートン以上であること。
- c 擁壁裏面の排水をよくするため、壁面の面積 3m^2 以内ごとに内径が75mm以上の硬質塩化ビニール管を用いた水抜き穴を1個以上有効な位置に設けること。

- ・ 裏込め材 切込碎石など透水性のよいもの
 - ・ 基礎材 切込碎石とするが、基礎地盤の状況に応じて変更すること。
- d 擁壁を岩盤に接着して設置する場合をのぞき、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- (イ) 大臣認定ブロック積擁壁
- a 国土交通大臣認定書の写しを添付し、かつ、構造については、その仕様によること。
 - b 控え長さが35cm以上のブロックを使用し、空積みは認めない。
 - c 擁壁の上端にのり土羽（盛土の場合は、土羽部分の高さが30cm以下の場合に限る。）を有する場合は、擁壁の高さは土羽部分の高さを含むこと。
 - d 擁壁裏面の排水をよくするため、壁面の面積 3m^2 以内ごとに内径が7.5mm以上の硬質塩化ビニール管を用いた水抜き穴を1個以上有効な位置に設けること。
- また、裏込め材の厚さについては、（ア）のaによること。

別図 煉積み造擁壁の標準断面図（単位：mm）

盛土の場合



切土の場合

	背後のり高 : h	補強コンクリート厚 : t
	$h \leq 30 \text{ cm}$	0 cm
	$30 < h \leq 100$	10 cm
	$100 < h \leq 300$	20 cm
	$300 < h$	30 cm

別表 練積み造擁壁の各部の構造寸法

練積み造擁壁の構造

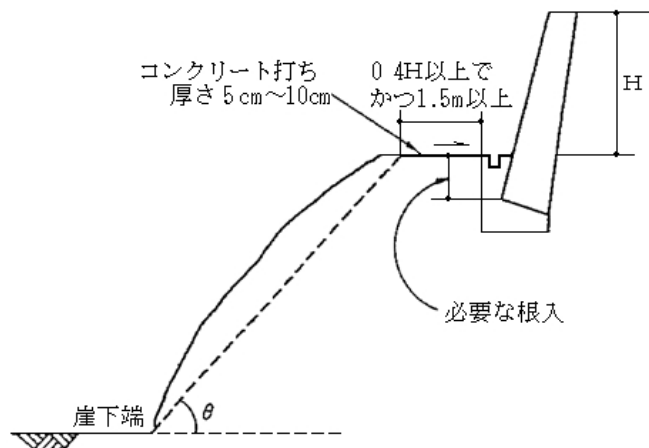
土質	擁壁	勾配(I)	高さ(H)	根入 (H1)	天幅 (A)	底幅 (B)	栗上幅 (C)	栗下幅 (D)
岩 岩層 砂利又は砂利交 じり砂		(1 : 0 3)	2. 0m以下	0. 1 5	0. 4 0	0. 4 0	0. 3 0	0. 6 0
		7 0° ~ 7	2. 0 ~ 3. 0	Hかつ	0. 4 0	0. 5 0	0. 3 0	0. 6 0
		5°		0. 3 5				
		(1 : 0 4)	2. 0以下	m以上	0. 4 0	0. 4 0	0. 3 0	0. 6 0
		6 5° ~ 7	2. 0 ~ 3. 0		0. 4 0	0. 4 5	0. 3 0	0. 6 0
		0°	3. 0 ~ 4. 0		0. 4 0	0. 5 0	0. 3 0	0. 8 0
		(1 : 0 5)	3. 0以下		0. 4 0	0. 4 0	0. 3 0	0. 6 0
		6 5°	3. 0 ~ 4. 0		0. 4 0	0. 4 5	0. 3 0	0. 8 0
			4. 0 ~ 5. 0		0. 4 0	0. 6 0	0. 3 0	1. 0 0
		真砂土 硬質粘土 関東ローム その他これらに 類するもの		(1 : 0 3)	2. 0以下	0. 1 5	0. 4 0	0. 5 0
7 0° ~ 7	2. 0 ~ 3. 0			Hかつ	0. 4 0	0. 7 0	0. 3 0	0. 6 0
5°				0. 3 5				
(1 : 0 4)	2. 0以下			m以上	0. 4 0	0. 4 5	0. 3 0	0. 6 0
6 5°	2. 0 ~ 3. 0				0. 4 0	0. 6 0	0. 3 0	0. 6 0
	3. 0 ~ 4. 0				0. 4 0	0. 7 5	0. 3 0	0. 8 0
(1 : 0 5)	2. 0以下				0. 4 0	0. 4 0	0. 3 0	0. 6 0
6 5°	2. 0 ~ 3. 0				0. 4 0	0. 5 0	0. 3 0	0. 6 0
	3. 0 ~ 4. 0				0. 4 0	0. 6 5	0. 3 0	0. 8 0

		4.0～5.0		0.40	0.80	0.30	1.00		
その他の土質	(1:0.3)	2.0以下	0.20	0.70	0.85	0.30	0.60		
		70°～75°		2.0～3.0	Hかつ	0.70	0.90	0.30	0.60
	(1:0.4)	2.0以下	0.45	m以上	0.70	0.75	0.30	0.60	
		65°～70°			2.0～3.0	0.70	0.85	0.30	0.60
		0°			3.0～4.0	0.70	1.05	0.30	0.80
	(1:0.5)	2.0以下	0.45	m以上	0.70	0.70	0.30	0.60	
		65°			2.0～3.0	0.70	0.80	0.30	0.60
					3.0～4.0	0.70	0.95	0.30	0.80
					4.0～5.0	0.70	1.20	0.30	1.00

3 擁壁の設計施工

- (1) 擁壁の基礎が盛土上に設置される場合は、転圧、良質土の搬入などの施工は特に入念に行うこと。
- (2) 擁壁の地盤に100kN/m²を超える応力度（常時）が生じる場合には、当該応力などが土質調査試験、載荷試験などに基づく当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (3) 盛土で30度、切土又は現況地盤で35度を超える急傾斜地には、原則として擁壁を設置しないこと。ただし、擁壁下部斜面を適当な工法により保護する場合は、この限りでない。また、傾斜地に設置する擁壁の根入れの取り方は、次図及び次表によること。

図 斜面上に擁壁を設置する場合



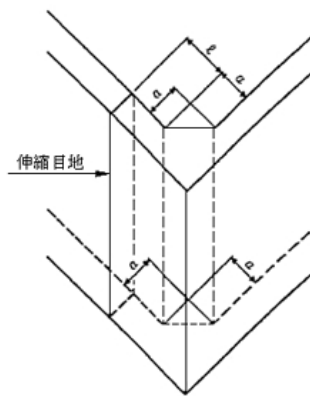
土質別角度 (θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

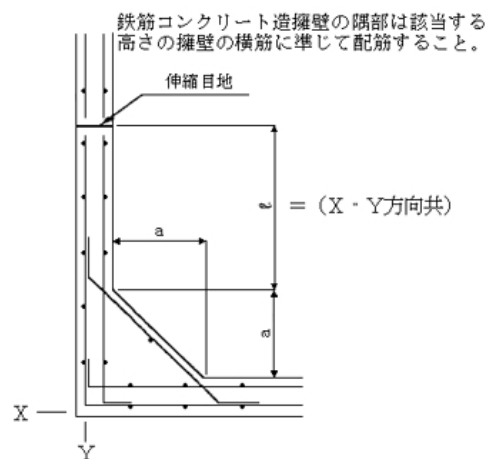
(4) 伸縮継目は，原則として擁壁の長さ2.0m以内ごとに1箇所設け，特に地盤の変化する箇所，擁壁の高さが著しく異なる箇所，擁壁の構造工法を異にする箇所は，有効に伸縮継目を設け，基礎部分まで切断すること。また，擁壁の屈曲部は，隅角部から長さ2mを超え，かつ，擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。

(5) 擁壁の屈曲する箇所は，隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること（二等辺の一边の長さは，擁壁の高さ3m以下で50cm以上，3mを超えるもので60cm以上とする。）。

図 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置



立体図



平面図

4 排水施設

排水施設は、事業区域の規模及び形状、事業区域内の地形、事業区域周辺の降水量等から想定される雨水を有効に排出できるものであること。

(1) 計画雨水排水量の算定

$$Q = 1 / 360 \times f \times I \times A$$

Q : 計画雨水量 (m³/sec)

f : 流出係数

I : 降雨強度 堆積区域内 120mm/h

A : 集水面積 (ha)

(表)

種別	流出係数	種別	流出係数
急しゅんな山地	0.75～0.90	かんがい中の水田	0.70～0.80
三紀層山丘	0.70～0.80	平地・小河川	0.45～0.75
起伏のある山地・樹林	0.50～0.75	裸地	0.80～1.00
平坦な耕地	0.45～0.60	草地	0.40～0.80

ただし、2以上の地山状態の種別が混在する場合は、それぞれの面積に応じた加重平均により算定した値とする。

(2) 排水施設的设计

流速は、原則として下流へ行くに従い漸増するように計画し、勾配は下流に行くに

従って小さくなるようにすること。また、設計流速は、0.8m/sec～3.0m/sec までとすること。

水路断面の決定

流下断面は、マンニングの式又はクッターの式のいずれかを用い、8割水深で算出すること。

ア マニング公式

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

$$Q = A \cdot V$$

イ クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$Q_2 = A \cdot V$$

Q₂ : 通水量 (m³/sec)

V : 流速 (m/sec)

A : 通水断面積 (m²)

I : 水路勾配

R : 径深

P : 潤辺

n : 粗度係数

水路の状況	n
塩化ビニール管	0.01
ヒューム管	0.013
現場打コンクリート	0.015
石積	0.025

(3) 事業区域外の排水施設等との接続

ア あらかじめ、埋立行為等に関係がある排水施設等の管理者の同意を得、かつ、当

該埋立行為等又は当該埋立行為等に関する工事により設置される排水施設等を管理することとなる者と協議が整っていること。

イ 事業区域内の排水施設は、放流先がない場合には、流下方向及び集水区域を変更してはならない。この場合において洗掘等を防止し、流下を分散させるため、ふとん籠等を設置すること。

(4) 排水施設の構造

ア 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

イ ます・マンホール等の設置

ます又はマンホールは、管渠の始点、流路の方向変更点、勾配の変化点及び断面の変更点に設けること。構造は、円形若しくは角形のコンクリート造り又は塩ビ製とすること。ますの底面上面に、高さ15cm以上の泥溜を設け、蓋を設けること。

5 防災施設

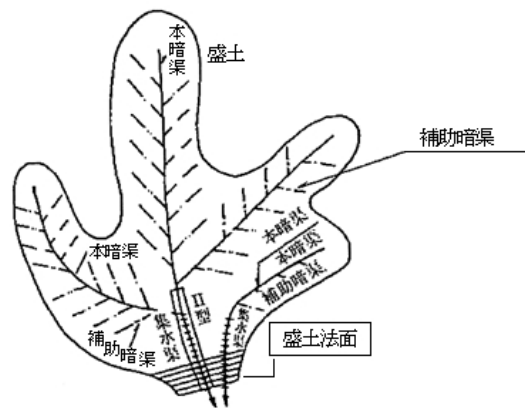
(1) 暗渠等の設置

ア 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠工を設けることとし、暗渠工は樹枝状に埋設し、確実に地下水の排除ができるように計画すること。また、支溪がない場合支溪の間隔が長い場合には、20m以上40m以下の間隔で集水暗渠を設けること。

イ 暗渠工の幹線部分の管径は、30cm以上、支線部分の管径は15cm以上とすること。また、幹線部分の暗渠工は、有効ヒューム管等にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は、有効ヒューム管、暗渠などの構造とすること。

排水は、表面のり面、小段、暗渠など系統的に排水施設を計画し、埋立行為等の部分の一部に排水系統の行き渡らない部分が生じないようにすること。

なお、盛土と現況地盤との間に湧水又は地下浸透水が生じるおそれがある場合は、次図のような暗渠を設けて排水すること。



ウ 常時流水がある場合は、流量算定の上で断面を決定し、算定の結果80cm以下の場合でも、80cm以上の管径をとること。(ヒューム管と同等以上の構造とする。)

エ 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土内の地下水を低下させるために、盛土をする前の地盤の適当な箇所にその盛土の高さの1/5以上の高さの蛇籠えん堤、コンクリートえん堤、枠などを暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

(2) 工事中の仮沈砂池の設置

事業区域の地表勾配及び地質を考慮し、区域内の適地に仮沈砂池又は土砂留えん堤等を設けること。埋立行為等に伴う仮沈砂池の設計堆積土砂量は、工事中は1年当たり300m³/haを標準とする。ただし、調整池と併用する場合は、この限りでない。

計画土砂流出量 (m³)

$$\left((\text{施工区域面積 (m}^2) \times 0.0015 \text{m}^3) / \text{m}^2 \right) + \text{平均採取高 (m)} \times \text{平均採取幅 (m)} \times 0.03 \text{m}^3 / \text{m}^2 \times \text{採取期間 (年)}$$

注) 採取期間は1年以上とすること。

(3) 流出量の調整

埋立行為等に伴い河川等の流域の流出機構が変化するなどにより、河川等への流入量が著しく増加し、災害を誘発するおそれがあり、かつ、下流河川等の改修又は排水施設の整備が事業のスピードに追いつかない場合は、埋立行為等を行うものが管理者の指示に従い河川等の改修などを行うこと。

(4) 工事中の防災対策等

工事の施工に伴う災害の防止及び河川等への濁水流入防止措置等を講じること。

仮沈砂池は、本工事着手前に完成させること。

様式第1号(第7条関係)

正

埋立行為等許可申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1事業区域	所在		
	地目	(公簿)	(現況)
	面積		
2埋立行為等の目的	(1)埋立行為 (2)土砂の採取		
3埋立行為等の計画	別紙1のとおり		
4埋立行為等の期間	着手	年 月 日	(許可日から 日以内)
	完了	年 月 日	(許可日から 日以内)
5施工者の住所又は所在地, 氏名又は名称 (法人の場合にあっては代表者氏名)			
6現場責任者			
7他法令の許可等			
8法定代理人の住所及び氏名 (法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (申請者が未成年者の場合)			
9その他参考事項			
※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※許可に付した条件			
※許可年月日及び番号	年 月 日 市指令開第 号		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

副

埋立行為等許可通知書

岡山市指令開第 号	
様	
年 月 日付けで申請の埋立行為等については、岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第7条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。	
年 月 日	
岡山市長 ㊟	
1事業区域	所在
	地目 (公簿) (現況)
	面積
2埋立行為等の目的	(1)埋立行為 (2)土砂の採取
3埋立行為等の計画	別紙1のとおり
4埋立行為等の期間	着手 年 月 日 (許可日から 日以内) 完了 年 月 日 (許可日から 日以内)
5施工者の住所又は所在地, 氏名又は名称 (法人の場合にあっては代表者氏名)	
6現場責任者	
7他法令の許可等	
8法定代理人の住所及び氏名 (法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (申請者が未成年者の場合)	
9その他参考事項	
※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※許可年月日及び番号	年 月 日 市指令開第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

計 画 の 内 容

事業区域内の土地の現況	地域地区	区 分 (用途地域)					その他の地域地区	
		市街化区域 ()						
		市街化調整区域						
		宅地造成規制区域	地域森林計画対象民有林	埋蔵文化財	そ の 他			
	内 外	内 外	有 無					
地目別の概要		宅 地	農 地	山 林	公共用地	その他	合 計	
	面 積						m ²	
	比 率						100%	
	備 考							
計 画 の 内 容	処分する土砂の発生源	(1)建築(2)道路 (3)河川・用水・池 (4)港湾 (5)その他()		採取する土砂の利用目的	(1)販売(2)宅地造成 (3)埋立(4)道路造成 (5)その他()			
	土砂の搬入・搬出の経路			住宅等建築物までの距離	m			
	跡地の利用目的							
跡地の土地利用		防災施設地	法 面	公共用地	そ の 他 () ()		合 計	
	面 積						m ²	
	比 率						100%	
	備 考							

(その2)

埋 立 行 為 等 の 工 法	地盤の状態				
	切土の量	m ³	盛土の量	m ³	
	切土の方法	(1)平面式	(2)段階式	(3)傾斜式	
	切土法面の高さ	m			
	盛土の方法	(1)段切り	(2)盲暗渠	(3)締固め	
	盛土法面の高さ	m			
	計画雨量	m ³			
	計画土砂流量	m ³			
	道路補修の方法				
防 災	擁 壁	記号	構造・工法	高さ・法長 (m)	延長 (m)
	が け ・ 法 面 の 保 護				
	土 砂 流 出 止				

(その3)

施	沈砂池	記号	種 類	寸 法	延長・数量
設	排水施設				
環 境 保 全	騒音対策				
	粉じん対策				
	交通安全対策				
	文化財保護対策				
	その他				

(注)

(1) 所定の欄に記入できないときは、別紙に記入すること。

(2) 記号欄は、添付図書との対照記号を記入すること。

様式第2号(第7条関係)

正

埋立行為等変更・廃止許可申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第10条第1項の規定により、変更・廃止許可を申請します。

事業区域の所在		(面積 m ²)
当初の許可年月日及び許可番号		年 月 日 市指令開第 号
変更の場合は、 その変更内容	変更前	
	変更後	
廃止の場合は、廃止時の土地の状況及び廃止に伴う今後の措置		
変更・廃止の理由		
※受付年月日及び番号		年 月 日 第 号
※許可に付した条件		
※変更許可年月日及び番号		年 月 日 市指令開第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

副

埋立行為等変更・廃止許可通知書

岡山市指令開第 号	
様	
<p>年 月 日付で申請の埋立行為等の変更・廃止については、岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第10条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。</p> <p>年 月 日</p>	
岡山市長 ㊟	
事業区域の所在	(面積 m ²)
当初の許可年月日及び許可番号	年 月 日 市指令開第 号
変更の場合は、その変更内容	変更前
	変更後
廃止の場合は、廃止時の土地の状況及び廃止に伴う今後の措置	
変更・廃止の理由	
※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※変更許可年月日及び番号	年 月 日 市指令開第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第3号(第7条関係)

埋立行為等軽微変更届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称



(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在及び面積		(面積 m ²)
当初の許可年月日及び許可番号		年 月 日 市指令開第 号
変更(予定)年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付年月日及び番号		年 月 日 第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

埋立行為等着手届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称



(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 市指令開第 号
事業区域の所在	
着手年月日	年 月 日
施 工 者	住所又は所在地
	氏名又は名称 (電話)
現場責任者	住 所
	氏 名
	連絡場所 (電話)

様式第5号(第7条関係)

土砂搬入計画の届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称



(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在及び面積	(面積 m^2)
許可年月日及び許可番号	年 月 日 市指令開第 号
土砂の搬入に係る建設工事等の施工場所及び面積	
土砂の搬入に係る建設工事等の概要	
土砂の搬入に係る建設工事等の注文者の住所又は所在及び氏名又は名称	
土砂の搬入に係る建設工事等の請負人の住所又は所在及び氏名又は名称	
搬入土砂の量	
搬入土砂の土質区分	
土砂の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
埋立処理の計画	

様式第6号(第7条関係)

埋立行為等完了届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称



(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 市指令開第 号
事業区域の所在	
埋立行為等完了年月日	年 月 日
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 市指令開第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第7条関係)

埋立行為等承継届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称



(法人の場合にあっては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 市指令開第 号
事業区域の所在及び面積	(面積 m ²)
被承継人(従前の権利者)の住所又は所在地, 氏名又は名称	
承継人の住所又は所在地, 氏名又は名称	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	
※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第7条関係)

土地所有者の同意書

年 月 日

(申請者) 住所又は所在地

氏名又は名称

様

(法人の場合にあっては代表者氏名)

土地所有者 住所

氏名

印

わたくしが所有する下記の土地において、あなたが埋立行為等を行うことについて同意します。

所在及び地番	地目	面積(m ²)	摘要	一覧表との 対照番号

また、同意の前提として、上記の申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業区域の所在及びその面積
- 3 埋立行為等の目的
- 4 施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 埋立行為等の期間
- 6 埋立行為等の計画
- 7 事業区域内に所在する土地の土地登記簿に記載されている地目及び現況による地目
- 8 埋立行為等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称
- 9 現場責任者の氏名
- 10 申請者が条例第9条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

様式第9号(第7条関係)

権利者の同意書

年 月 日

(申請者) 住所又は所在地

氏名又は名称 様

(法人の場合にあっては代表者氏名)

権利者 住所

氏名 印

わたくしが権利を有する下記の土地において、あなたが埋立行為等を行うことについて同意します。

所在及び地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	摘要	一覧表との 対照番号

また、同意の前提として、上記の申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業区域の所在及びその面積
- 3 埋立行為等の目的
- 4 施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 埋立行為等の期間
- 6 埋立行為等の計画
- 7 事業区域内に所在する土地の土地登記簿に記載されている地目及び現況による地目
- 8 埋立行為等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称
- 9 現場責任者の氏名
- 10 申請者が条例第9条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

境界確定協議書

下記申請地との境界に関し、別添の図面に表示された境界のとおり、協議確定しました。

記

- 1 申請地の所在 岡山市
- 2 申請地の面積 m^2
- 3 添付書類 位置図・国土調査図(切絵図)・測量図・断面図
関係土地所有者一覧表
- 4 立会年月日 年 月 日
- 5 境界確定日 年 月 日

申請地所有者 住所

氏名

㊟

地元精通者 住所
(農業水利土木員)

(町内会長) 氏名

㊟

番地所有者 住所

氏名

㊟

番地所有者 住所

氏名

㊟

番地所有者 住所

氏名

㊟

資金計画書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	自 己 資 金		
	借 入 金		
	補 助 負 担 金		
	計		
支 出	用 地 費		千円/㎡
	工 事 費		千円/㎡
	整地工事費		
	道路工事費		
	排水施設工事費		
	その他工事費		
	附 帯 工 事 費		千円/㎡
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		

(注) 上記以外の科目がある場合は適宜記入してください。

(その2)

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目	年度				
		年度	年度	年度	年度
収 入	自己資金				
	借入金				
	補助負担金				
	計				
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	借入償還金				
	計				
借入金の借入先					

3 収入欄の金額は、裏付けとなる書類として、預貯金残高証明書又は銀行等からの融資証明書を添付してください。

様式第13号(第8条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

㊦

(法人の場合にあつては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第9条第3号の規定による資力及び信用について、下記のとおり申告します。

記

1	設 立 年 月 日	年 月 日		2	資 本 金	千 円	
3	法 令 に よ る 登 録 等						
4	従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者				人)	
5	前 年 度 事 業 量	千 円	6	資 本 総 額	千 円		
7	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千 円	事 業 税	千 円		
8	主たる取引金融機関						
9	役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格, 免 許, 学 歴, そ の 他	
10	宅 地 造 成 経 歴	工 事 の 名 称	工 事 施 行 者	工 事 施 行 場 所	面 積 (m ²)	許 認 可 年 月 日 及 び 番 号	工 事 着 手, 完 了 年 月
						年 月 日 第 号	年 月 着 手 年 月 完 了
						年 月 日 第 号	年 月 着 手 年 月 完 了
						年 月 日 第 号	年 月 着 手 年 月 完 了

(注) 1 「3」欄は、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録について記入してください。

2 「10」欄は、宅地造成工事に類似した工事も記入してください。

(添付図書)

1 法人にあつては、最新の事業年度における財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税に関する納税証明書

2 個人にあつては、最新の事業年度における事業税、所得税及び固定資産税に関する納税証明書

様式第14号(第8条関係)

施工者の能力に関する申告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 ㊦
(法人の場合にあつては代表者氏名)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第9条第5号の規定による
施工者の能力について、下記のとおり申告します。

記

1 施工者の住所又は所在地、氏名又は名称	㊦					
2 設 立 年 月 日	年	月	日	3 資 本 金	千円	
4建設業法による建設業者登録	登録	年	月	日	第 号	
5建設業法第26条による主任技術者、住所、氏名						
6 従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
7 前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
8 主たる取引金融機関						
9 技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資格、免許、学歴、その他	
10 宅 地 造 成 経 歴	注文者の氏名又は名称	元請下請の別	工事施行場所	面 積 (m ²)	許認可年月日	完了年月

(注) 「10」欄は、宅地造成工事に類似した工事も記入してください。

様式第15号(第19条関係)

埋立行為等の検査済証

岡山市指令開 第 号
年 月 日

岡山市長

下記の埋立行為等については、 年 月 日検査の結果、岡山市埋立行為等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 岡山市指令開 第 号
2 事業区域の所在	
3 許可を受けた者の住所又は所在地、氏名又は名称	

様式第16号(第19条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	氏 名
	生年月日
上記の者は、岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年市条例第90号)第21条第1項の規定により立入検査等を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
岡山市長	
印	

(裏)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例抜すい	
(立入調査)	
第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域又は事業者若しくは施工者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、埋立行為等の実施状況、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係人に質問させ、又は調査に必要な限度において土砂等は無償で取去させることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、当該関係人に提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 10 号 (第 8 条関係)

様式第 11 号 (第 8 条関係)

様式第 12 号 (第 8 条関係)

様式第 13 号 (第 8 条関係)

様式第 14 号 (第 8 条関係)

様式第 15 号 (第 19 条関係)

様式第 16 号 (第 19 条関係)